

設 計 書

名 称	目 的	期 間	内 容
秋田県立博物館特定建築物環境衛生管理業務委託	建築物環境衛生管理	令和8年4月1日 ～ 令和9年3月31日	維持管理業務の立案、指揮監督、評価、関係書類、図面図書等の保管、監督機関への報告書及び諸届出書の作成 衛生管理等検査業務

内 訳

<p>特定建築物環境衛生管理業務</p> <p>1. 建築物環境衛生管理技術者業務</p> <p>建築物における衛生的環境の確保に関する法律第7条第1項に規定する技術者免許状を保有するものを選任し、当該技術者により毎月1回所内を巡回点検するとともに、建物の維持管理全般が環境衛生上適正に行われるよう次の業務を実施するものとする。なお、第1回目は4月1日とし、博物館職員と年間の維持管理計画について打ち合わせを行うこと。</p> <p>1) 維持管理業務計画の立案</p> <p>2) 維持管理業務の指揮監督</p> <p>3) 環境衛生上の維持管理に必要な各種調査の実施とその結果の評価</p> <p>4) 環境衛生上の維持管理に必要な諸書類の作成及び関係図面、書類、図書等の保管</p> <p>5) 監督機関への特定建築部築地管理報告書及び各種届出書の作成</p> <p>6) その他必要な業務</p> <p>2. 水質検査等業務</p> <p>1) 6ヶ月以内16項目</p> <p>2) 12ヶ月以内12項目(消毒副生成物)</p> <p>3) 省略11項目(受水槽5m³清掃・消毒滅菌業務含む)</p> <p>4) 遊離残留塩素測定業務(週1回)</p> <p style="text-align: right;">水質検査等 小計</p>	<p>従事回数 月1回以上</p> <p>建築物環境衛生管理技術者選任</p> <p>年額 円 × 12ヶ月</p> <p>提出書類等作成</p> <p>年額 円 × 6回</p> <p>小計 円</p> <p>建築物衛生法により6ヶ月以内毎に1回定期的実施 1式 円</p> <p>毎年、測定期間中に1回定期的実施 1式 円</p> <p>16項目で基準に適合し、次回の検査に限り省略可能となった場合実施 1式 円</p> <p>年額 円 × 12ヶ月</p> <p style="text-align: right;">円</p>
---	---

